

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

道路占用の許可基準（抜粋）

○道路（高架下） 占有が可能となる物件

高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

○許可基準

- ・ 高架下の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。（中略）
- ・ 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- ・ 天井は、必要強度のものとし、必要な消化施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
- ・ 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5m 以上空けること。
- ・ 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5m 以上空けること。
- ・ 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれのある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
- ・ 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体（占有許可を受けて利用する者）において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- ・ 高架下から車道への飛び出し事故等を防止するため安全策が十分に講じられていること。
- ・ 次に掲げる物件の占有は、許可しないものとする。
 - ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用ためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの。

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

道路占用許可の条件（抜粋）

占 用 許 可 の 条 件

（占用目的等の変更）

第 1 条 占有者は、占用目的、期間、場所及び工作物、物件又は施設の構造等について、許可申請書及び許可書に掲げられた事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

（占用許可の表示）

第 2 条 占有者は、占用許可の期間中、許可年月日、許可番号、許可期間及び占有者の住所、氏名を表示した標札を見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、掲示することが困難な場合又はその他の事由により理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

（期間満了後の手続）

第 3 条 占有者は、占用期間満了後は、速やかに占用物件を撤去し原状に回復しなければならない。

なお、引続き占用しようとするときは、その期間満了の日 30 日前までに更新許可申請書を提出し、理事長の許可を受けなければならない。

2 占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を理事長に報告すること。

（占用物件の管理）

第 4 条 占有者は、占用物件の維持、修繕につとめ、破損、汚損等によって美観、交通、その他道路管理上支障をきたさないようにしなければならない。

2 道路占有者は、道路法令その他遵守すべき個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準を遵守すること。

3 道路構造物に損傷を与えないこと。

4 占有者は、理事長の指示があった場合は、フェンス等の施設を設け占用地を明示するとともに、門扉には鍵を設け、関係者以外立入ることができないよう措置を講じなければならない。

5 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

6 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を理事長に報告すること。

7 理事長から、占有者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。

8 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること

9 道路区域外の土地に設置された柱類に添架される突出看板等道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理すること

（届出事項）

第 5 条 占有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

(1) 占有者は、その住所を移転し、又はその氏名を変更したとき。

(2) 占有者である法人が解散又は合併したとき。

(3) 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。

2 占有者は、占用物件の維持、修繕、改築、撤去等のため道路を掘削しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

（権利義務の承継）

第 6 条 相続又は法人の合併によって、占有者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を理事長に申請して許可を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第 7 条 占有者は、占用に関する権利を他人に譲渡し、貸与し、若しくは担保に供し又は占用物件を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。

（損害賠償）

第 8 条 占有者は、占用物件の管理又は掘削工事により道路の損傷又は第三者に損害を与えたときは、ただちにその内容を理事長に報告し、その一切の損害を賠償しなければならない。

※趣旨、詳細等については福岡北九州高速道路公社に確認してください。

(立入調査)

第 9 条 道路の管理上必要が生じた場合には、占用物件その他占用地内に公社職員が立入調査することができる。

2 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、理事長から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。また、公社職員が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。

(費用負担)

第 10 条 占用者がこの許可条件を履行するために必要な費用は、占用者の負担とする。

(検査)

第 11 条 占用者は、占用物件の設置、移設又は撤去等の工事完了後すみやかに理事長の確認検査を受けなければならない。

(道路使用許可条件)

第 12 条 占用者は、道路占用に係る所轄警察との協議を要する場合においては、所轄警察の道路使用許可条件を厳守しなければならない。

(占用許可の取消等)

第 13 条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、道路法第 71 条の規定に基づき占用許可の取消、原状回復等を命ずることがある。

- (1) 占用物件の設置又は管理について、法令及びこの許可条件に違反するとき。
- (2) 占用物件が道路管理上支障を生じたとき。
- (3) 当該占用地を公社が業務上必要とするとき。

(占用地内の工事の容認)

第 14 条 公社が行う占用地内における各種工事の施工については、公社が占用者に通知することとし、占用者はこれを容認し、かつこれを妨げないものとし、当該工期中に占用者の受ける損失については、公社はこれを補償しない。

(占用物件の移転等の措置)

第 15 条 占用者は、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合は、自らの費用負担により占用物件を改築、移転、除却その他必要な措置を取らなければならない。

(災害等の場合の措置)

第 16 条 道路が災害その他不可抗力によって破損し、その結果、占用施設等を損傷した場合は、占用者において措置するとともにその費用も負担するものとする。

(占用物件の種別に応じた許可条件)

第 17 条 占用許可を受けた道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線(これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。)及び水管、下水道管その他これらに類するもの(これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。)並びに跨道橋は以下の各号のすべてを順守しなければならない。

- (1) 当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること
- (2) 占用物件の点検の実施状況等その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、理事長が必要と認めるものについて、理事長に報告すること

○その他の条件 (個別条件)

- ・ 占用者が撤去・新設するフェンスは既設フェンスと同等品以上とすること
- ・ 公社は、隣接する都市高速道路等の構造物の補修や点検を行う必要がある場合、借受者と協議のうえ、占用物件を無償かつ補償無しで利用できるものとする
- ・ 占用物件内における管理瑕疵については占用者が一切の責任を負うものとする